

別表 3

【判定料金】

【モデル建物法】

※表中の延べ面積は建築基準法の規定により算定された面積とする。

I 類（事務所・学校等の非住宅）

（税抜金額）

延べ面積 (m ²)	
	2,000未満
2,000	～ 3,000未満
3,000	～ 4,000未満
4,000	～ 5,000未満
5,000	～ 10,000未満
10,000	～ 20,000未満
20,000	～ 50,000未満
50,000	～ 100,000未満
100,000	～ 200,000未満
200,000	～

料金 (円)
100,000
120,000
150,000
180,000
220,000
260,000
320,000
390,000
480,000
600,000

II 類（工場・自動車車庫等）

（税抜金額）

延べ面積 (m ²)	
	2,000未満
2,000	～ 3,000未満
3,000	～ 4,000未満
4,000	～ 5,000未満
5,000	～ 10,000未満
10,000	～ 20,000未満
20,000	～ 50,000未満
50,000	～ 100,000未満
100,000	～ 200,000未満
200,000	～

料金 (円)
80,000
100,000
120,000
140,000
170,000
200,000
240,000
300,000
380,000
480,000

Ⅲ類（ホテル・病院・集会所等）

（税抜金額）

延べ面積 (m ²)	
	2,000未満
2,000	～ 3,000未満
3,000	～ 4,000未満
4,000	～ 5,000未満
5,000	～ 10,000未満
10,000	～ 20,000未満
20,000	～ 50,000未満
50,000	～ 100,000未満
100,000	～ 200,000未満
200,000	～

料金 (円)
150,000
200,000
230,000
260,000
300,000
350,000
400,000
500,000
650,000
900,000

別表 4

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

※表中の延べ面積は建築基準法の規定により算定された面積とする。

I 類（事務所・学校等の非住宅）

（税抜金額）

延べ面積 (m ²)		
		2,000未満
2,000	～	3,000未満
3,000	～	4,000未満
4,000	～	5,000未満
5,000	～	10,000未満
10,000	～	20,000未満
20,000	～	50,000未満
50,000	～	100,000未満
100,000	～	200,000未満
200,000	～	

料金 (円)
180,000
220,000
260,000
300,000
350,000
400,000
480,000
600,000
750,000
950,000

II 類（工場・自動車車庫等）

（税抜金額）

延べ面積 (m ²)		
		2,000未満
2,000	～	3,000未満
3,000	～	4,000未満
4,000	～	5,000未満
5,000	～	10,000未満
10,000	～	20,000未満
20,000	～	50,000未満
50,000	～	100,000未満
100,000	～	200,000未満
200,000	～	

料金 (円)
160,000
200,000
230,000
260,000
300,000
350,000
400,000
500,000
650,000
800,000

Ⅲ類（ホテル・病院・集会所等）

（税抜金額）

延べ面積 (㎡)	料金 (円)
2,000未満	300,000
2,000 ～ 3,000未満	350,000
3,000 ～ 4,000未満	400,000
4,000 ～ 5,000未満	450,000
5,000 ～ 10,000未満	520,000
10,000 ～ 20,000未満	600,000
20,000 ～ 50,000未満	700,000
50,000 ～ 100,000未満	850,000
100,000 ～ 200,000未満	1,100,000
200,000 ～	1,450,000

※備考

- ① I類、II類、Ⅲ類の用途種別の詳細については別表5による。
- ② 一の確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ③ 一の棟に用途分類が複数ある場合、各用途分類ごと当該面積で料金を算出し、その比率が最も大きくなる用途分類を適用した上で建築物全体の面積で算定する。
- ④ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は所定の料金の10分の5の額とする。ただし最小延べ面積区分の料金を上限とする。
- ⑤ 建築物の一部が計算対象外の場合は、全体の延べ面積から計算対象外の部分の面積を引いた面積を料金算定用の面積とする。
- ⑥ 複合建築物（住宅と非住宅部分を有する建築物）の場合、非住宅部分により料金を算定する。
なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として10,000円（税別）×送付対象棟数を徴収する。
- ⑦ 計画変更手数料は当初適用された申請料金の10分の6の額とする。
ただし、次の場合は上表の料金とする。
 - ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法含む）の変更等、計算方法を変更して申請される場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑧ 軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は当初料金の10分の5の額とする。
- ⑨ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。

ただし、既存部分のB E Iにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。

- ⑩ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとする。

別表5 用途種別

確認申請書四面に記載する用途コードにより以下の種別とする。

種別	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書四面に記載される用途
I 類	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これらに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)
	08450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業上の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	
08470	事務所	
08570	料理店	
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	

Ⅱ類	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場(自動車修理工場を除く。)
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
Ⅲ類	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所
	08210	児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く。)
	08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
	08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
	08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他